

(令和6年4月1日～令和7年3月31日に借入申込書を受理するものに適用します。)

福島県

○：不足地域

- 新設の場合、融資対象となります。
- 増改築の場合、「甲種増改築資金」として融資対象となります。

×：充足地域

- 新設の場合、原則として融資対象になりません。
- 増改築の場合、「乙種増改築資金」として融資対象となります。
- ※ 「在宅療養支援（歯科）診療所」及び「かかりつけ医機能を有する診療所」の新築資金については、診療所充足地域においてもご融資の対象となります。
- ※ 医師少数区域等における医療体制のために必要な業務を行ったとして認定を受けた医師による新築資金については、診療所充足地域においてもご融資の対象となります。

(詳細は、「ご融資の種類」ページをご参照ください。)

市区町村名	一般診療所 過不足	歯科診療所 過不足
福島市	○	×
会津若松市	○	×
郡山市	○	×
いわき市	○	×
白河市	○	×
須賀川市	○	×
喜多方市	○	×
相馬市	○	×
二本松市	○	○
田村市	○	○
南相馬市	○	○
伊達市	○	○
本宮市	○	×
桑折町	○	×
国見町	○	○
川俣町	×	○
大玉村	○	○
鏡石町	○	○
天栄村	×	○
下郷町	○	○
檜枝岐村	○	○
只見町	○	○
南会津町	○	×
北塩原村	×	○
西会津町	×	○
磐梯町	○	○
猪苗代町	○	○
会津坂下町	○	×
湯川村	○	○
柳津町	×	○
三島町	○	○
金山町	×	○
昭和村	○	○
会津美里町	○	○
西郷村	○	○

泉崎村	○	○
中島村	○	○
矢吹町	○	×
棚倉町	○	○
矢祭町	○	○
埴町	○	○
鮫川村	○	○
石川町	○	○
玉川村	○	○
平田村	○	○
浅川町	○	○
古殿町	○	○
三春町	○	○
小野町	×	○
広野町	○	○
檜葉町	○	○
富岡町	○	○
川内村	○	○
大熊町	○	○
双葉町	○	○
浪江町	○	○
葛尾村	○	○
新地町	○	○
飯舘村	○	○